

資料 1

求職者支援制度創設に係る論点（素案）

求職者支援制度の創設に係る論点（素案）

I. 位置づけ

① 納付の位置づけをどのように考えるか。

- 雇用保険制度における納付は個人に着目した納付となっている。一方、生活保護制度における納付は世帯に着目した納付となっている。

【委員からの主な意見】

- ・ 「I. 位置づけ」については、求職者支援制度の政策や目的をどこに置くのかを考えることが必要。
- ・ 「I. 位置づけ」の「①納付の位置づけ」については、過渡的な納付と考えるか否かも 1 つのポイント。
- ・ 恒久的な制度を考える上では、持続可能性・公平性に留意することが必要。

II. 訓練

① 納付の対象となる訓練のあり方についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業では、公共職業訓練や基金訓練（民間の教育訓練機関を認定）を納付の対象となる訓練としている。

② 必要となる訓練の量・種類の確保、訓練量について地域差が少なくなるような実施体制についてどのように考えるか。

- 主として職業能力開発分科会において検討することとなるが、雇用保険部会としてそこでの議論も踏まえどのように考えるか。

【委員からの主な意見】

- ・ 「II. 訓練」については、訓練実施機関に対する奨励金のあり方をどのように考えるかについても論点として加えた方がよいのではないか。

III. 納付

① 対象者についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業は、雇用保険の適用がなかった者、雇用保険の受給が終了した者、自営廃業者等を制度の主たる対象者としている。

【委員からの主な意見】

- ・ 現行の緊急人材育成支援事業において、学卒未就職者を対象者とすることについては、緊急施策としてやむを得ないが、恒久的な求職者支援制度を創設するにあたって、学卒未就職者を対象者とすることについては、議論が必要。
- ・ 対象者を考える上では、訓練を受講するための要件と納付金を受給するための要件について、それぞれ整理する必要がある。
- ・ 65 歳以上の者の取扱をどうするかなど、年齢要件についても明確化すべきではないか。

② 納付要件についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業における納付要件は、公共職業安定所長に指示された訓練に 8 割以上出席していることに加え、
 - ・ 世帯の主たる生計者であること、
 - ・ 個人の年収が 200 万円以下であり、かつ世帯全体の年収が 300 万円以下であること、
 - ・ 世帯全体で保有する金融資産が 800 万円以下であること、
 - ・ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者であることなどとしている。

【委員からの主な意見】

- ・ 世帯の主たる生計者要件を設けると、論理的には世帯に対する給付となるのではないか。
- ・ 恒久的な制度を創設するに当たっては、世帯の主たる生計者要件は外してもよいのではないか。
- ・ 年収要件を設けた場合、収入の調整を行うことにより、労働のインセンティブを阻害するおそれがあるのではないか。

③ 給付額についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業における給付額は、単身者であれば1ヶ月に10万円、被扶養者を有する者であれば1ヶ月12万円となっている。

【委員からの主な意見】

- ・ 「Ⅲ. 給付」については、生活給付だけでなく、訓練実施機関への交通費を支給する通所手当や訓練が始まるまでの間に手当を支給する待期手当など、給付の種類についても考える必要があるのではないか。
- ・ 「Ⅲ. 給付」の「③給付額」については、地域差を認めるか否かということや、雇用保険の失業給付の金額との関係をどのように考えるかということもポイント。
- ・ 求職者支援制度は拠出制の雇用保険制度とは異なるので、雇用保険と同様の待期手当までつける必要はないのではないか。

④ 給付期間

- 当初、緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされており、訓練を受講している期間のうち、2年分について給付を支給することとしている。

IV. その他

① 適正な給付のための措置についてどう考えるか。

- 緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされていたため、多年に渡り繰り返し受給するような者を防止する措置は特段設けられていない。

② 新たに安定的な財源を確保することが必要となるがどのように考えるか。